



国保は、相互扶助の精神に基づいて、個人の万一の疾病、傷害、事故などにかかる医療費負担を軽減

## 国民健康保険税

くしやうとするものですから、国保に加入と同時に、世帯主は保険税を納める義務が生じます。  
「病氣などしたことがない。保険税を納めるなんてムダ」と思っておられる方もいるかもしれません。しかし、保険税は「もしも」のときに備えて、みんなが医療費を出して助け合う制度です。だれもが心おきなく医療を受けられるよう、この制度をご理解いただきたいと思ひます。

## 保険税の決め方

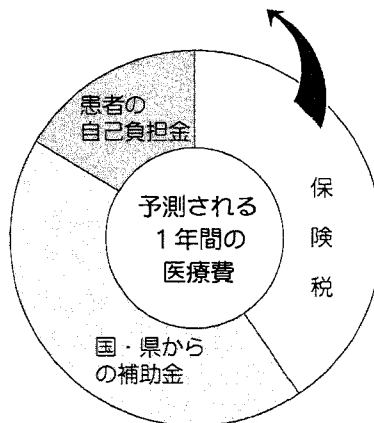
|                             |                             |
|-----------------------------|-----------------------------|
| <b>所得割</b><br>世帯の収入に応じて計算する | <b>平等割</b><br>一世帯にいくらかと計算する |
|                             |                             |
| <b>均等割</b><br>加入者数に応じて計算する  | <b>資産割</b><br>世帯の資産に応じて計算する |
|                             |                             |

保険税は、その年の予測される医療費から国や県などの補助金、被保険者の負担分を除いた分です。基本的には、収入の多い方には多く、少ない方には少なく納めていただくというわけで、次のよう

うな項目を基本に、実情に応じて組み合わせ、決められます。  
(1) 所得割額  
被保険者の前年中の収入（課税標準額）に応じて計算

## 保険税は加入資格が発生した月から

保険税は、加入者が国保加入の資格を得た月の分から納めなければなりません。たとえば、都留市に転入してきたり、職場の健康保険をやめた月から納付の義務が生じます。もし届け出が遅れると、加入の資格を得た月までさかのぼって保険税を納めることとなります。加入手続きをした時点からというのではありません。抜ける場合は、抜けた月の前月分までの納入です。



(2) 資産割額  
被保険者の資産（固定資産税額）に応じて計算  
(3) 被保険者均等割  
国保に加入した人数に応じて、一人いくらかと計算  
(4) 世帯別平等割  
収入に関係なく、一世帯にいくらかと計算  
(1) + (2) + (3) + (4) = 年間保険税額

## 保険税の見直し

都留市では、国民健康保険財政の安定化と保険税負担の平準化を図ることと医療費の動向により、平成5年度の国保税の税率、税額を次のように変更いたしました。

この変更は、中間所得層の重税感と低所得者に対し、著しい負担が強いられることのないよう考慮して決定されました。

変更前と変更後では、1世帯当たり、約1万円(年額)の減額になります。なお、賦課限度額に達している世帯を除けば、約2万円の減額になります。これは、あくまでも平均であり、若干増額になる世帯もありますし、3万円以上減額になる世帯もありますので、ご承知おきください。

|         | 平成4年度   | 平成5年度   |
|---------|---------|---------|
| 所得割     | 7.46%   | 6.70%   |
| 資産割     | 44.00%  | 35.00%  |
| 被保険者均等割 | 14,000円 | 15,000円 |
| 世帯別平均割  | 15,500円 | 16,000円 |

こんなときは保険税の免除や軽減が受けられます。



災害などで、生活がたいへん困難になったとき



所得が一定基準以下のとき